

福山市こども食堂食材料費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰により食材料費が運営の負担となっているこども食堂を支援するため、こども食堂を運営する地域団体（以下「団体」という。）に対し、福山市こども食堂食材料費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) こども 市内に在住し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) こども食堂 地域のボランティア団体等が主体となり、こどもが1人でも利用することができる無料又は低額の食堂であり、こども及びその保護者への居場所の提供を通じて、地域交流の場としての役割を果たすものをいう。ただし、営利を目的とする活動は除く。

(対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) 市内に団体の所在地があること。
- (2) 市内でこども食堂を開設し、地域に開かれた運営をすること。
- (3) 原則として月1回以上、継続的に実施すること。
- (4) 団体規則又は会則等により、組織及び運営に関する事項を定めていること。
- (5) 法令違反をしていないこと。
- (6) 安全管理、衛生管理及び個人情報の保護に十分配慮していること。
- (7) 法人の場合は、市税の滞納がないこと。
- (8) 補助対象経費について、国や地方公共団体等から他に補助金や助成金等を受けていないこと。ただし、福山市居場所づくり支援事業補助金は除く。
- (9) 活動内容が公序良俗に反する団体でないこと。
- (10) 宗教活動、政治活動又は営利を目的とした団体でないこと。
- (11) 団体の代表者等（役員又は使用人その他の従業員並びに構成員を含む。）が、暴力団員（福山市暴力排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号の暴力団員をいう。）又は暴力団員等（条例第2条第3号の暴力団員等をいう。）でないこと。

(補助対象経費及び補助金交付額)

第4条 補助金の額は、1食当たりの補助単価42円にこども食堂の利用者数を乗じて算出した額とし、予算の範囲内において交付する。利用者数の計上においては、2025年（令和7年）4月から10月までの期間中に利用した者の延べ人数とする。なお、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、算出された補助金の交付額が千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

2 補助金の交付は、当該年度につき1団体又は1箇所当たり1回限りとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の申請をしようとする者は、2025年(令和7年)11月4日から11月28日の間に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 福山市こども食堂食材料費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 団体の会則、規則等の組織及び運営に関する事項を定めているものの写し
- (3) 団体の構成員及びボランティアとして参加する者の一覧
- (4) 福山市こども食堂食材料費補助金実施報告書(様式第5号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、補助金の交付を決定し、福山市こども食堂食材料費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、福山市こども食堂食材料費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、提出のあった書類を審査し、適正と認めた場合は、交付決定者へ補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、福山市こども食堂食材料費補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条第1項各号の規定により、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 補助金の支給を受けた団体は、前項の規定により返還を命ぜられたときは、指定された期限までに取り消された補助金を返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第10条 補助金の交付を受けた団体は、この補助金に係る関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を補助金の交付を受けた会計年度の終了後、5年間保存しておかなければならない。

（検査及び報告）

第11条 市長は、補助金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

2 申請者は、前項に定める求めがあったときは、これに応じなければならない。

（個人情報の保護）

第12条 事業に従事する者は、事業実施により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、事業完了後及びその職を退いた後も同様とする。関係機関と個人情報を共有する場合は、個人情報の取扱いについて適切な手続きを経るものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）9月1日から施行し、2025年度（令和7年度）限りの事業とする。